

君津中央病院企業団議会

平成27年3月定例会会議録（第1号）

君津中央病院企業団企業長福山悦男は、平成27年2月3日をもって平成27年2月16日午後2時00分に木更津市桜井1010番地君津中央病院4階講堂に企業団議会を招集した。

1 出欠席議員は次のとおりである。

出席議員

1番 石井 勝、2番 白坂英義、3番 服部善郎、4番 磯貝 清、5番 池田文男
6番 武次治幸、7番 小林新一、8番 福原敏夫、11番 前田美智江、12番 山口幹雄

欠席議員

9番 高橋恭市、10番 榎本雅司

2 職務のために議場に出席した職員は次のとおりである。

3 説明のため出席したものは次のとおりである。

企業長 福山悦男、代表監査委員 笈川政登己、監査委員 中村芳雄、病院長 鈴木紀彰
事務局長 荒川裕司、事務局次長 岩名生麿、事務局参事兼分院事務長 内山輝雄
総務課長 小島進一、財務課長 丸 博幸、管財課長 三富敏史、医事課長 池田倫明
経営企画課長 石黒徳純、副院長 柴 光年、副院長 土屋俊一、副院長 岡 陽一
分院長 田中治実、医務局長 氷見寿治、地域医療センター長 八木下敏志行
看護局長 齊藤みち子

4 会議に付した事件は次のとおりである。

- ・議案第1号 君津中央病院企業団病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について（提案理由の説明、補足説明、質疑）
- ・議案第2号 君津中央病院企業団職員定数条例の一部を改正する条例の制定について（提案理由の説明、補足説明、質疑）
- ・議案第3号 君津中央病院企業団医師研究資金貸付条例の一部を改正する条例の制定について（提案理由の説明、補足説明、質疑）
- ・議案第4号 平成26年度君津中央病院企業団病院事業会計補正予算（第3号）について（提案理由の説明、委員会付託）
- ・議案第5号 平成27年度君津中央病院企業団病院事業会計予算について（提案理由の説明、委員会付託）

(午後2時00分開会)

<副議長>

皆さん、こんにちは。

初めに、出席定数を確認いたします。

ただいまの出席議員数は10人でございます。

定足数に達しておりますので、平成27年3月君津中央病院企業団議会定例会を開会いたします。

なお、本定例会におきましては議長が辞職により不在となっておりますので、日程第3で行われます議長選挙が終了するまでの間、地方自治法第106条第1項の規定によりまして、副議長の私が議長の職務を代理いたします。

ここで福山企業長から招集のご挨拶をお願いいたします。

福山企業長。

<企業長>

それでは、定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

平成26年度も1か月余りとなりましたが、議員の皆さんにおかれましては、各市の3月議会の開会を控え、ご多忙中のところをご参集賜り、まことにありがとうございます。

初めに、病院長の人事についてご報告申し上げます。

現職の鈴木紀彰病院長は、平成20年に病院長に就任以来7年間にわたり、当院の使命と役割を果たすため、さまざまな施策を展開するとともに、経営改善にも努力し、実績を重ねてまいりましたが、平成27年3月末で定年の予定となっております。

病院長という職は、国の定める医療政策や千葉県の医療計画を受け、将来を展望した、さまざまな施策を策定し、それらを展開するとともに、事業の安定のため経営の健全化を図らなければなりません。そのためには、少なくとも5年程度の在職期間が必要ではないかと考えまして、このことを基本に後任の人事について検討を進めてまいりました。

通常であれば、後任は副院長級の職員の中から選任いたしますが、現職の副院長級職員はいずれの者も3年以内に定年を迎えることとなります。先ほど申し上げましたように、病院長としての在職期間を考慮しまして、副院長級の管理職である局長級の職員を後任候補とし、その中から選出することが適当であると考えまして、平成27年度は現職の鈴木病院長を、定年等に関する条例第4条第1項の規定に基づき、勤務延長とすることとしましたので、ご報告申し上げます。

次に、病院事業の現在の経営状況についてご報告申し上げます。

病院経営を取り巻く環境は、診療報酬のマイナス改定に加え、消費税率の引き上げなどにより、依然として厳しい状況が続いている中、12月末時点での経営状況を申し上げますと、本院事業者で約1,400万円の損失、分院事業で1,100万円の利益となり、企業団全体では200万円の損失となっております。

さて、本定例会では、君津中央病院企業団病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、君津中央病院企業団職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、君津中央病院企業団医師研究資金貸付条例の一部を改正する条例の制定について、平成26年度君津中央病院企業団病院事業会計補正予算(第3号)、平成27年度君津中央病院企業団病院事業会計予算の5議案を提出させていただいております。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。招集のご挨拶とさせていただきます。

<副議長>

日程に入るに先立ちまして、諸般の報告をいたします。

監査委員から、地方自治法第19条第4項の規定により定期監査及び地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査の結果について報告がありました。お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

本日の議事日程は、お手元に配付してございます。その順序に従いまして会議を進めてまいりますので、ご了承願います。

日程第1 会期の決定について

日程第1、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は本日から2月19日までの4日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認め、会期は本日から2月19日までの4日間と決定いたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名について

日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第93条の規定により、副議長から小林新一議員と前田美智江議員を指名します。

日程第3 議長の選挙

日程第3、議長でありました磯貝清議員が2月10日付で議長を辞職したため、議長が欠けております。よって、これより議長選挙を行います。

議長の選出方法については先例がありますので、事務局に従前の選出方法について説明を求めます。

荒川事務局長。

<事務局長>

事務局長の荒川でございます。それでは、申し上げます。

議長選挙につきまして先例を申し上げます。

議長は、構成市の議会選出議員のうちから選出する先例がございます。

選出は、地方自治法第118条第2項による指名推選の方法をとってまいりました。

推薦の方法としては、構成市の議会選出議員のうちから、おのおの1名の選考委員を立て、そこに副議長を加えて選考委員会を構成し、指名推選するというものでございます。

先例につきましては以上でございます。

<副議長>

どうもありがとうございました。

ただいま事務局より説明がありましてとおり、各市の議会選出議員の中から1名ずつ選考委員を選び、選考委員の選考結果により指名推選の方法で選出することとし、差し支えございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

それでは、各市の議会選出議員の中から1名ずつ選考委員を決定していただきたいと思います。
石井議員。

<1番 石井 勝議員>

木更津市からは白坂議員が出ます。

<副議長>

では、磯貝議員。

<4番 磯貝 清議員>

君津市選出は池田議員をお願いします。

<副議長>

富津市。

<7番 小林新一議員>

富津市、私が担当したいと思います。

<副議長>

よろしくをお願いします。

袖ヶ浦市。

<11番 前田美智江議員>

袖ヶ浦は、私、前田がやらせていただきます。

<副議長>

それでは、おのおの発表していただきました。選考委員には、別室において選考委員会を開き、選考をお願いいたします。

その間、暫時休憩をいたします。

(午後2時09分休憩)

(午後2時11分再開)

<副議長>

それでは、会議を再開します。

選考委員会に選考結果の報告を求めます。

白坂議員。

<2番 白坂英義議員>

それでは、私のほうから選考結果について報告をさせていただきます。

富津市選出の福原議員を推薦いたします。

以上です。

<副議長>

選考委員会の結果、私、福原敏夫が議長に指名推選されました。

皆さん、ご賛同いただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、私、福原敏夫が議長に決定をいたしました。

<8番 福原敏夫議員>

すみません、自作自演じゃございませんけども、自分で進行しながら、ご挨拶ということになりますけども、ひとまず、ただいまの選考委員会で「福原、おまえが」という話で、今、皆さんからご同意も

いただきました。大変重要な役目でございますけども、前議長の磯貝議長を汚さないように、ひとつ一生懸命務めてまいりたいと思います。

今の時世は、少子高齢化という言葉が日本全国で大変叫ばれておりますけども、これについてはもうとめることができないのが実態でございます。しかしながら、今、社会保障費含めて、医療費もそうですけども、その面では右肩上がり。人が減っているのに、費用は大変ふえているというのが今の社会でございます。そういう環境の中で、この私ども企業団も、節約しながらも、4市の生命を守っていくという重要な役目を持っておりますので、またこれからは厳しい経営に立ち向かっていかななくてはなりません。ぜひまた議会の皆さんにもご支援をいただきながら、この議会を進めてまいりますので、今後ともひとつよろしくお願いを申し上げたいと思います。

ありがとうございます。（拍手）

日程第4 副議長の選挙

<議長>

これより議事進行を務めさせていただきます。

ただいま副議長が欠けております。副議長選挙を日程に追加し、追加日程第4とし、日程第4を日程第5、日程第5を日程第6としたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、副議長選挙を日程に追加し、追加日程第4とし、日程第4を日程第5、日程第5を日程第6とすることに決定いたしました。

追加日程第4、副議長選挙を行います。

副議長の選出方法につきまして、議長選挙の際は副議長を選考委員に加えましたが、副議長選挙は、副議長にかえ議長を加えることのほかは、議長選挙と同様として差し支えないか、お諮りいたします。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

それでは、各市の議会選出議員の中から1名ずつ選考委員を決定してください。よろしくお願いをいたします。

石井議員。

<1番 石井 勝議員>

木更津市は白坂議員を推薦いたします。

<議長>

ありがとうございます。

君津、磯貝議員。

<4番 磯貝 清議員>

君津市は、引き続き池田議員にお願いしたいと思います。

<議長>

富津、小林議員。

<7番 小林新一議員>

富津は、私、小林が担当したいと思います。

<議長>

よろしく申し上げます。

袖ヶ浦、前田議員。

<11番 前田美智江議員>

引き続き、前田がやらせていただきます。

<議長>

それでは、発表も終わりましたので、選考委員には、これから別室において選考委員会を開き、選考をお願いをしたいと思います。

選考の間、暫時休憩をいたします。

(午後2時15分休憩)

(午後2時23分再開)

<議長>

それでは、会議を再開します。

選考委員会に選考の結果を求めます。

白坂議員、どうぞ申し上げます。

<2番 白坂英義議員>

では、私のほうから選考結果について報告させていただきます。

袖ヶ浦市選出の榎本議員を推薦させていただきます。

<議長>

選考委員会の結果について、ただいま榎本雅司議員が副議長に指名推選されました。

本人がおれば、この場で榎本雅司議員の副議長とすることに皆さんから賛同をいただきたいところですが、今、選考委員の中で、袖ヶ浦市の榎本議員については問題ないんですけども、何せ本人が不在ということですので、改めて最終日にもう一度議員の皆さんにお諮りし、採決をするということで、ご了解していただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、大変恐縮ですが、きょうは一応袖ヶ浦市の榎本議員の選考をいただいたということを報告させていただいて、認定は19日にさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

日程第5 議案の上程

日程第5、議案の上程を行います。

本日上程の議案は5件でございます。

朗読については省略いたしますので、ご了承願います。

なお、上程されている議案については一括して提案理由の説明を求めます。

提案理由の説明が終わりましたら、続いて補足説明を求めます。

まず、福山企業長、提案理由の説明をお願いいたします。

福山企業長。

<企業長>

それでは、本定例会に提出いたしました議案の提案理由につきまして、ご説明申し上げます。

初めに、議案第1号 君津中央病院企業団病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制

定については、医療法及び医療法施行令の改正並びに組織の充実を図るため、条例の一部を改正しようとするものです。

次に、議案第2号 君津中央病院企業団職員定数条例の一部を改正する条例の制定については、診療体制の充実、診療制限の解消等を図るため、条例の一部を改正しようとするものです。

次に、議案第3号 君津中央病院企業団医師研究資金貸付条例の一部を改正する条例の制定については、医師研究資金貸付制度は医師確保対策として有効であることから、条例の失効期間を延長するため、条例の一部を改正しようとするものです。

次に、議案第4号 平成26年度君津中央病院企業団病院事業会計補正予算（第3号）については、まず本院事業について、患者数の減少に伴い、事業収益予算及び事業費用予算の減額補正を、分院事業について、診療単価の増加に伴う事業収益予算の増額補正、並びに、嘱託医師の採用及び使用料の増加等により事業費用予算の増額補正を、看護師養成事業について、旧校舎解体に伴い、事業収支予算を増額補正しようとするものです。

次に、議案第5号 平成27年度君津中央病院企業団病院事業会計予算については、平成26年4月に実施された診療報酬の改定及び消費税率の引き上げにより、病院事業への影響が非常に厳しい状況となっている中、平成27年度は、第4次3か年経営計画の初年度となることから、新たに掲げた計画を推進するとともに、良質で安全な医療を継続的に提供していくために、診療体制の充実を図り、医療を取り巻く環境の変化に対応できることを旨として予算を編成したところでございます。

主要施策に対する予算としては、収益的支出予算に、医療機能の充実の柱となる人材の充実に1億6,400万円余りを、施設機能の充実及び維持に2,200万円余りを計上しております。また、資本的支出予算には、学生寄宿舍新築工事6億5,300万円及びドクターヘリ燃料タンク整備工事8,300万円を含む建設工事費で9億7,300万円を、医療機械の更新整備費に3億5,100万円を計上しております。

これらにより、本院事業で210億1,500万円、分院事業で6億7,600万円、看護師養成事業で2億6,600万円の収益的支出予算を編成する一方、27億4,800万円の資本的支出予算を編成し、企業団全体として247億500万円の予算規模をもちまして、当地域の中核病院としての使命を果たしてまいります。

なお、公立病院として事業の継続と安定した医療の提供に欠くことのできない構成市負担金につきましては、平成26年度と同額の14億円のご負担をいただきたく、提案するものでございます。

以上で提案理由の説明を終了します。

よろしくご審議の上、議決賜りますよう、お願い申し上げます。

<議長>

提案理由の説明が終わりましたので、続いて、補足説明を求めます。

初めに、議案第1号 君津中央病院企業団病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての補足説明を事務局よりお願いいたします。

荒川事務局長。

<事務局長>

それでは、議案第1号 君津中央病院企業団病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、補足説明を申し上げます。

恐れ入りますが、提出議案説明資料の1ページをごらんください。

改正の内容でございますが、まず、本条例第2条には、企業団が開設する病院の名称、位置、診療科

目及び病床数を定めてありますが、今回は地番表示の修正、標榜する診療科の追加及び変更を行おうとするものです。

1点目の地番表示の変更ですが、現行の規定では、本院の地番表示にコンマを付しておりますが、地番の表示にはコンマを付さないことから、修正しようとするものです。

2点目の標榜診療科の追加及び変更ですが、まず、本院では、血液・腫瘍内科、腎臓内科、消化器外科、乳腺外科及び病理診断科の5科を新たに追加し、呼吸器科を呼吸器内科に、消化器科を消化器内科に、循環器科を循環器内科に変更し、耳鼻咽喉科の「咽喉」という部分を漢字表記からひらがな表記に変更しようとするものでございます。

次に、分院ですが、循環器科を循環器内科に変更しようとするものです。

次に、部の追加ですが、本条例第3条第2項には、本院に設置する局及び部を定めてございますが、病床管理部を加えようとするものです。

改正の理由ですが、地番の表示につきましては、先ほど改正の内容で申し上げましたとおりでございます。

診療科目の変更等につきましては、医療法第6条の6第1項の規定により、医業については医療法施行令において具体的に医療機関が診療科目として公告できる範囲が定められております。平成20年3月に同施行令が改正され、公告できる内容に変更が生じましたが、改正に係る経過措置として、改正前に公告していた診療科名については、看板の書きかえ等を行わない限り、引き続き公告することが認められておりましたが、今回、新たに施設基準を取得するために、診療科の追加の必要が生じたため、改正しようとするものでございます。

病床管理部につきましては、現在、病床を管理する部署として看護局長のもとに病床管理室を設置しておりますが、病院経営に大きく影響する病床管理の強化を図るため、病床管理部としようとするものでございます。

改正後の条例は、平成27年4月1日から施行しようとするものです。

説明につきましては以上でございます。

<議長>

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですので、続きまして、議案第2号 君津中央病院企業団職員定数条例の一部を改正する条例の制定についての補足説明を事務局よりお願いいたします。

荒川事務局長。

<事務局長>

それでは、議案第2号 君津中央病院企業団職員定数条例の一部を改正する条例の制定につきまして、補足説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、提出議案説明資料の4ページをごらんください。改正の内容でございますが、本条例第2条に規定する職員の……、失礼しました。4ページをごらんください。改正の内容でございますが、本条例第2条に規定する職員の定数を「1000人」から「1050人」に変更しようとするものでございます。

改正の理由ですが、診療体制の充実、診療制限及び運用制限の解消並びに業務量増加に対応するため、第4次3か年経営計画の策定にあわせて職員定数を変更し、医師、看護師等の増員を図ろうとするもの

です。

改正後の条例は、平成27年4月1日から施行しようとしております。

4の表に増加の内訳をお示ししてございますが、定数につきましては、事業の変化に対応できるよう、企業団全体の定数を定めているものであり、表にあるような事業別あるいは職種別に定数を定めているものではありません。表の内訳は、全体の定数を設定するための参考としているものでございます。

表A欄には現在の定数を、B欄には平成27年1月1日現在の現員数を記載してありますが、今回の改正案との比較では、現行定数との比較では、D欄に記載のとおり、50人の増。現員数との比較では、E欄に記載のとおり、63人の増となっております。

また、表の下から2行目に「定数外員数」とありますが、これは条例第3条第1項に定数に含めない職員を規定していますが、実績を踏まえた、それらの職員数であります。

5ページに移りまして、5には職種ごとの増加の理由を記載してあります。職種名の脇に記載してあります数は現行定員数との比較で、括弧内の数は現員数との比較となっております。

まず、(1)の医師ですが、15人を予定しており、常勤医不在の泌尿器科、腎臓内科、精神科、血液腫瘍内科、放射線治療科、感染症科の医師確保と、消化器内科、小児科、内分泌代謝科、外科——これは消化器外科、乳腺外科、整形外科、心臓血管外科、小児外科、眼科、産婦人科、麻酔科など、不足している診療科医師の増員を図ろうとするものでございます。

次に、看護師ですが、26人を予定しており、5階西病棟19床、ICU病床6床の休止病床の稼働、脳卒中ケアユニットの設置並びに手術室、内視鏡室及び血液浄化療法センターの充実など、診療体制の充実強化を図ろうとするものです。

次に、医療技術員ですが、7人を予定しております。内訳ですが、放射線治療部門を強化するため、現在不在となっている医学物理士1人。土曜日リハビリの拡大、患者1人当たりの実施時間の増加を図るため、作業療法士2人。小児発達障害の治療を充実するため、言語聴覚士1人。病棟専任薬剤師の配置により、抗がん剤及び注射薬の調製、服薬指導、患者持参薬の確認等を充実するため、薬剤師1人。血液浄化療法、不整脈治療等の増加により、臨床工学技士2人。地域包括ケアシステムの構築、退院支援業務の増加、がん及び難病などの拠点病院としての相談業務増加などにより、社会福祉士2人。検査等業務量増加に伴い、視能訓練士1人を増加しようとするものです。

次に、事務員ですが、事務員2人ですが、業務量増加に伴い増員するものです。

その他2人ですが、調理員を業務量増加に伴い、増員するものです。

説明につきましては以上でございます。

<議長>

どうもありがとうございました。

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

石井議員。

<1番 石井 勝議員>

これを見ますと、1,000人から定数を1,050人になるので、50名はいろいろ振り分けられるでしょうけど、大体の予算として、50名ふえることで、どのくらいふえるようになるんでしょうか。後で説明あるんですかね、これ。後で説明があれば、それでいいですけど。

<議長>

小島総務課長。

<総務課長>

予算の増加額につきましては、平成27年度当初予算案の中でご説明申し上げます。

50人の増加につきましては、先ほど補足説明の中でも説明をさせていただきましたが、第4次3か年経営計画の3か年において増員していく計画を立てておりますので、平成27年度一年、単年度で50名を増員するものではございません。

以上でございます。

<議長>

よろしいでしょうか。

ほかにごございませんか。

(「ありません」の声あり)

質疑がないようですので、続きまして、議案第3号 君津中央病院企業団医師研究資金貸付条例の一部を改正する条例の制定についての補足説明を事務局よりお願いします。

荒川事務局長。

<事務局長>

それでは、議案第3号 君津中央病院企業団医師研究資金貸付条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

恐れ入りますが、提出議案説明資料の7ページをごらんください。

改正の内容でございますが、本条例は、平成27年3月31日までの有効期限を定めておりますが、有効期限を2年間延長し、平成29年3月31日に改めようとするものでございます。

改正の理由ですが、本条例に規定する医師研究資金貸付制度は、医師確保策として有効であることから、期間を2年間延長しようとするものです。

当該制度の内容は、参考として記載してございますが、県外の医療機関に勤務する医師免許取得後5年以上診療に従事した医師に対し、研究資金を貸し付け、医師確保を図ろうとするものであり、平成20年1月に制定してから現在までに8名の医師の利用実績がございます。

改正後の条例は公布の日から施行しようとするものです。

説明につきましては以上でございます。

<議長>

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですので、以上で補足説明を終わります。

また、第4号議案、第5号議案につきましては、予算決算審査委員会に審査の付託をいたします。

日程第6 休会について

日程第6、休会についてを議題といたします。

お諮りします。

議案調査のため、あす2月17日から2月18日までの2日間を休会としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議ないものと認め、明日2月17日から2月18日までの2日間を休会とすることに決定いたしました。

なお、次の本会議は2月19日午後4時から開きます。

また、それに先立ちまして、同日午後2時から予算決算審査委員会を開きますので、ご参集願いたいと思います。

以上をもちまして、本日の定例会の日程は終了いたしました。

大変どうもご協力ありがとうございました。お疲れさまでございました。

(午後2時43分散会)